

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 日本通運 (株)
業者の住所 : 東京都港区東新橋 1-9-3
- 2 指名停止措置期間 : 平成 21 年 6 月 10 日～平成 21 年 7 月 9 日
(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

4 事実概要

公正取引委員会は、国際航空貨物利用運送業務を営む事業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第 3 条 (不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていたとして、平成 21 年 3 月 18 日、同法第 7 条第 2 項の規定に基づく排除措置命令及び同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

なお、日本通運 (株) は課徴金減免制度の適用事業者として公表された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成 17 年第 48 号) 別表第 2 第 4 号 (独占禁止法違反行為) に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 4 会社発注工事に関し、又は関係区域内における業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき (次号及び第 11 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

※日本通運 (株) は、課徴金減免対象者として、その事実が公表されたため、当該制度の適用がなかったと想定した場合の指名停止期間の 2 分の 1 としている。